2012年(平成24年)3月27日

国選付添人制度の拡充について

弁護士 須納瀬 学

- 1 現行の国選付添人制度について必要的国選付添人制度と裁量的国選付添人制度
- 2 裁量的国選付添人制度(法22条の3第2項)の内容及び実情
- (1)要件
- (2)選任の実情
- 3 弁護士付添人の役割
- (1)非行事実認定に関する適正手続の保障
- (2)身体拘束に関する適正手続の保障
- (3)少年の言い分を家庭裁判所に伝える活動
- (4)要保護性にかかわる弁護士付添人の援助
 - ア 要保護性に関わる事実の検証と収集・提示
 - イ 少年に対して働きかけ、反省を促し、再非行防止の決意を導く活動
 - ウ積極的な環境調整
- (5)被害者との関係
- 4 国選付添人制度拡大の必要性
- (1)身体拘束を受けた少年に対する弁護士付添人の援助の必要性
- (2)少年・保護者には資力がないこと
- (3)子どもの権利条約の要請
- (4)被疑者国選弁護制度との不整合
- 5 少年に弁護士付添人の援助を保障するための日弁連の取組
- (1)当番付添人制度
- (2)被疑者国選弁護制度拡大後の対応態勢確保
- (3)少年保護事件付添援助制度
- (4)弁護士付添人選任数の変化

- 6 日弁連の求める「全面的国選付添人制度」について
- (1)拡大すべき対象事件
- (2)少年・保護者の請求による選任

以 上